

登記基準点管理規程

(目的)

第1条 この規程は、登記基準点認定規程に基づき日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会（以下「評価委員会」という。）の認定を受けた登記基準点の一般的取扱いに関して必要な事項を定め、その管理の万全を期することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語並びにその定義は、登記基準点認定規程（以下「認定規程」という。）第2条及び次に定めるところによるものとする。

- (1) 使用者 認定登記基準点を使用して測量を実施する者をいう。
- (2) 管理者 認定規程第2条第4号の申請者又は申請者から認定登記基準点の管理を任された者をいう。

(認定登記基準点の使用)

第3条 使用者は、「認定登記基準点使用承認申請書」（様式1）により管理者に申請し、使用承認を受けるものとし、測量を完了した後は、直ちに「認定登記基準点使用報告書」（様式2）により使用結果を報告するものとする。

- 2 調査士等は、前項の使用承認を受けることなく、認定登記基準点を使用することができるものとし、測量を完了した後は、直ちに「認定登記基準点使用報告書」（様式3）により、管理者に使用結果を報告するものとする。
- 3 使用者は、認定登記基準点を使用する前に、当該土地、建築物の所有者等に認定登記基準点使用承認書（様式1併用）又は土地家屋調査士会員証を呈示し、立入りの承諾を受けなければならない。

(管理保全)

第4条 調査士等及び使用者は、滅失、き損等の行為により、認定登記基準点の効用を害してはならない。

- 2 管理者は、認定登記基準点の配置図及び設置状況を整理し、調査士等又は使用者の報告によるほか必要に応じて、その保全に務めなければならない。
- 3 管理者は、前項により認定登記基準点の異状が明らかになった場合には、安全確保のため、速やかに、評価委員会に報告し、登録を削除するものとする。
- 4 管理者は、前項の登録の削除を行った場合は、認定登記基準点の存した地を管轄する法務局へ報告しなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、その都度別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月10日から施行する。

(様式1)

認定登記基準点使用承認申請書

年 月 日

様

申請者 住所
氏名

認定登記基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
測量地域	
使用する 認定登記基準点	計 点
測量方法	
使用者	名称
	代表者氏名
	所在地 TEL ()

承認条件 1. 別紙認定登記基準点使用条件を遵守すること 2. 使用終了後は、認定登記基準点使用報告書(様式第2号)を提出すること	
承認番号第 号 年 月 日	
認定登記基準点の使用について、上記申請のとおり承認します。 管理者	
担当連絡先	担当 TEL

認定登記基準点使用報告書

年 月 日

様

報告者 住 所

名 称

担当者氏名

認定登記基準点の使用結果について、下記のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から		(日間)
	年 月 日まで		
測量地域			
使用した 認定登記基準点	計 点		
使用承認番号	第 号		
使用者	名 称		
	担当者氏名		
	所在地	TEL ()	
使用結果 (精度)	No. ~No.	相対精度1 :	
	No. ~No.	相対精度1 :	
	No. ~No.	相対精度1 :	
	No. ~No.	相対精度1 :	
	No. ~No.	相対精度1 :	
特記事項	(故障点, 異状点の状況を記載)		

認定登記基準点使用条件

- 1 使用者は、施設内にある認定登記基準点の使用に当たって、あらかじめ立ち入る施設の管理者に使用者名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 使用者の施設内立ち入り時間は、原則として日曜祭日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、施設の管理者から作業時間を指定された場合はそれに従うこと。
- 3 使用者は、使用承認書又は土地家屋調査士会員証を使用時に常時携帯すること。
- 4 使用者は、使用に当たって認定登記基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 使用者は、基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、原形復旧の費用を負担すること。
- 6 使用者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し、認定登記基準点管理者に提出すること。なお、土地家屋調査士による地積測量図の作成のための測量においては、使用報告書をもってこれらに代えることができることとする。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど
- 7 使用者は、測量付近に工事の予定があることを知り得た場合には、速やかに認定登記基準点管理者に連絡することが望ましい。

(様式3)

平成〇年〇月〇日

〇 〇
〇〇〇〇 殿

A市B町1丁目2番3号
〇〇〇土地家屋調査士会 所属
登録番号 第1234号
土地家屋調査士 調査士太郎

職印

認定登記基準点使用報告書

認定登記基準点の使用について、別紙のとおり報告します。

